

補足給付事業実施のお知らせ (副食費の補助について)

王寺町

新制度未移行幼稚園用

新制度未移行幼稚園に通う対象の子どもの給食費のうち副食費(おかず代等)を補助します。《1人当たり月額上限4,900円》

対象となる方は請求が必要です。

※主食費(パン・ごはん代)及び、預かり保育時に提供されるおやつ代等は対象外です。

◆対象の子ども

新制度未移行幼稚園に通う子どもで、

年収約360万円
未満の世帯

■市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども

《税額控除(住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)の適用前の額》

■小学校3年生以下の子どもから数えて、第3子以降の子ども

《所得に関わらず対象》

◆請求方法

提出物:「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)」

(役場窓口及び町HPでダウンロードできます)

「副食費の領収書」

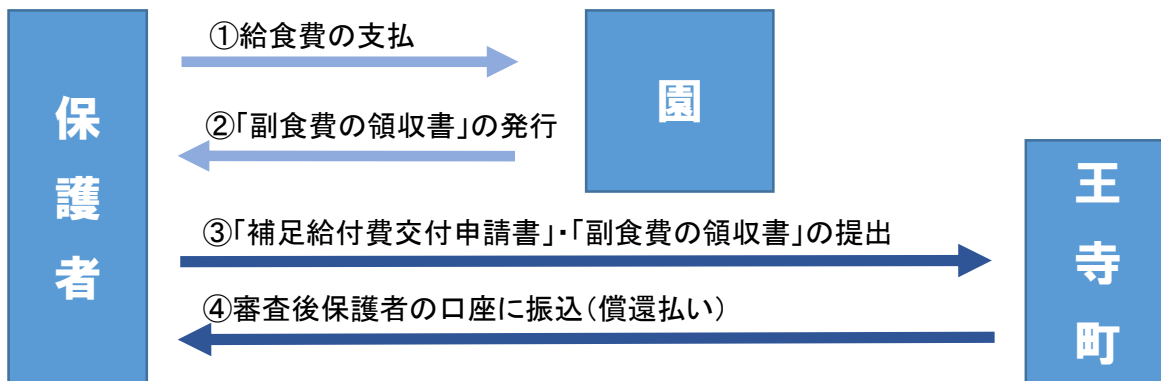
(園から発行されますので、園に申し出てください。発行された領収書は請求時まで保管してください)

提出先:王寺町役場 子育て支援課

提出期間:

利用期間	請求書の提出期限	支払い時期
4月～8月	9月16日	10月末頃
9月～3月	4月15日	5月末頃

※平日の8:30～17:15の間にご提出ください。



※対象の施設に通うお子さんがいる全家庭に配布しています。

問い合わせ先
王寺町役場 子育て支援課
電話 0745-73-2001(内187)